



学校給食費 Q&A

～保護者の皆さまへ～

令和7年2月20日作成



お問い合わせ先

〒252-8566

緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市教育委員会

就学支援課保健給食係

電話 046-252-8749

1 公会計化について

Q ・学校給食費(以下「給食費」といいます。)の公会計化とは何ですか？

給食費の公会計化とは、学校給食を食べる児童の保護者の皆さまにお支払いいただく給食費を、座間市の予算に入れ(歳入)、購入した給食の食材費を座間市の予算から支払う(歳出)ことです。座間市では令和5年度より公会計化を実施しています。

A

Q ・何のために給食費を公会計化したのですか？

次の5つのことが目的です。

- ① 給食費を市で予算化し、年間通じて管理することで、計画的な食材調達を可能とし、より安定的に給食を提供すること。
- ② 学校給食の徴収業務や督促などを行う教職員の負担を軽減し、教職員が授業改善や児童と向き合う時間を増やすこと。
- ③ 座間市の会計ルールに従って給食費の管理を行い、監査を受けることにより、会計処理の透明性のさらなる向上を図ること。
- ④ 座間市で徴収状況を随時把握することで、公的扶助の相談等、未納への早期対応を可能とすることにより、未納者の増加を防ぎ、公平性を確保すること。
- ⑤ 給食費を取り扱える金融機関を増やし、保護者の皆さまの利便性の向上を図ること。

A

2 給食の申込みについて

Q

・学校給食を食べる場合、何か手続きはありますか？

「学校給食に関する承諾書」(以下「承諾書」といいます)の提出が必要です。通学する学校へ提出してください。

A

Q

・承諾書をなぜ提出しなければいけないのですか？

学校給食の提供を受けることは法令上の義務ではありませんが「学校給食の提供を受けること」及び「学校給食費を支払うこと」を明確にし、アレルギー等の心配無く、安全に給食を提供するため、保護者から承諾書を市長宛てに提出していただきます。

なお、期日までに承諾書を提出していただけない場合は、給食を提供できないことがありますので御了承ください。

A

Q

・承諾書は、毎年提出しなければいけませんか？

毎年提出していただく必要はありません。一度提出していただければ、座間市立の小学校を卒業まで継続となります。

また、座間市立の小学校間で転校した場合も、再提出の必要はありません。

なお、きょうだいで座間市立の小学校に通っている場合、児童一人につき一枚ずつ承諾書の提出が必要になります。

A

Q

・年度の途中から座間市外の学校に転校する予定です。この場合でも、承諾書や口座振替依頼書は提出しなければいけませんか？

入学後、1日でも給食を食べる日がある場合は提出をお願いします。

A

Q

・現在、食物アレルギーが原因で家から弁当を持参しており、一切給食を食べていません。承諾書は提出しなければいけませんか？

食物アレルギーが原因で一切給食を食べていないのであれば、承諾書ではなく「学校給食辞退届」の提出をお願いします。

A

Q

・就学援助(または生活保護)の支援を受けていますが、承諾書を提出しなければいけませんか？

給食の提供を受けるためには承諾書の提出が必要です。

A

3 給食費について

Q

・給食費は何に使われるのですか？

保護者の皆さまにお支払いいただいた給食費は、給食に使う食材を購入することに使います。
なお、給食を作るために必要な人件費や水道光熱費、施設等の整備費や修繕費は、座間市が負担します。

A

Q

・なぜ給食費を支払わないといけないのですか？

学校給食法(第11条)において、学校給食費は保護者の負担と定められています。
納期限までの確実な納付をお願いします。

A

Q

・支払う給食費はいつわかりますか？

例年 5 月中旬ごろに保護者の皆様へ「学校給食費決定通知書」を送付します。そちらに記載されている金額を確認ください。

A

Q

・食物アレルギー、宗教の関係等により給食の全てを食べることができない場合、
給食費はどうなるのですか？

その場合、学校へ辞退届の提出が必要です。提出日の8日後(学校の休業日を除く)から給食の提供が停止します。以降、給食費の徴収はありません。

A

Q

・牛乳が苦手で、飲ませることが困難ですが、その場合、「学校給食費減免申請書」
を提出すれば、給食費は減免してもらえるのでしょうか？

単に「牛乳が嫌い」という理由で、飲用牛乳を辞退(減免)することはできません。医療機関の診断に基づき牛乳が摂取できない場合のみ辞退(減免)することができます。対象となる場合は、医療機関が発行した「診断書」または「学校生活管理指導表(写し)」を添付し、「学校給食費減免申請書」を座間市役所内就学支援課窓口へ提出してください。

その後、教育委員会で審査し、給食費の減免を決定します。

なお、令和6年度段階では飲用牛乳のみを辞退された場合の給食費は、月額(4,500円)から牛乳代(900円)を引いた金額(3,600円)となります。

A

Q

・欠席などで給食を食べなかった場合、給食費は減額してもらえるのですか？

急な発熱やケガ等で学校を休む場合等、すでに食材の発注が済んでいる給食分の給食費については、減額の対象になりません。

ただし、入院等で予め長期欠席することが分かっている場合は、「学校給食費減免申請書」を提出すれば、提出日の8日後(学校の休業日を除く。)から給食の一時的な停止ができますので、停止期間中の給食費について調整します。

なお、長期欠席の期間が予定より短くなる場合は、「学校給食費減免中止届」を提出すれば、提出日の8日後(学校の休業日を除く。)から給食を再開できます。給食再開日より前に、登校する場合は、お弁当をご用意いただくこととなりますので御理解と御協力をお願いします。

例	一食に相当する額		8日後からの欠席日数		減額する金額
	273円	×	10日	=	2,730円

※令和6年度段階での計算です。

※減額が4,500円を超えた場合は0円となります。

A

Q

・学校給食辞退届又は学校給食費減免申請書を提出しましたが、給食費はいくらになりますか？

提出の翌月末までには教育委員会で審査が終了します。審査を終えた段階で学校給食費変更通知書を保護者の方へ送付します。そちらに記載されている金額を確認ください。

A

Q

・就学援助の支援を受けていますが、給食費はどうなるのですか？

就学援助の支援を受けている場合、ご自身での給食費の支払いは不要となります。

ただし、就学援助は毎年度申請・審査が必要なため、「4.5月分から、就学援助認定通知書が交付される月までの学校給食費」は、一旦お支払いいただきます。認定された場合は、認定対象の期で、既にお支払いいただいた学校給食費については返金します。

A

Q

・生活保護費を受給していますが、給食費はどうなるのですか？

生活保護費を受給されている場合、ご自身での給食費の支払いは不要となります。

A

Q

・1年生の保護者ですが、4月は練習給食があります。また、他学年と比べて給食の実施回数が少ないです。4月分の給食費はどのようなのですか？

令和6年度段階では1年生の4月分の給食費については、「練習給食の金額(110円)＋一食に相当する額(273円)×4月に食べた日数(練習給食を除く)」として算出し決定します(ただし、月額4,500円を超えない範囲内とします)。

なお、保護者の皆さまには、5月に1年間当年度の給食費の金額を学校給食費決定通知書にてお知らせします。

例	練習給食の金額		一食に相当する額		4月に食べた日数 (練習給食を除く)		4月分の給食費
	110円	+	273円	×	4日	=	1,202円

A

4 給食費の支払いについて

Q

・給食費の支払い回数や支払い日はどうなりますか？

給食費や納期限は、次のとおりとなります。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
内訳	4.5月分	6月分	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
金額	9,000円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
納付期限	5月末日	6月末日	7月末日	9月末日	10月末日	11月末日	1月最初の営業日	1月末日	2月末日	3月末日

- ※ 第1期では、4月分と5月分の金額を併せて徴収します。
- ※ 8月分の支払いはありません。
- ※ 納付期限が土曜日、日曜日、国民の祝日など休日の場合は、翌平日となります。
- ※ 第7期については、取扱金融機関の1月最初の営業日となります。
- ※ 1年生の4月分の給食費は、前述のQAをご確認ください。
- ※ 令和6年度段階での金額です。

A

Q

・給食費はどのように支払えばよいですか？

原則として、口座振替によるお支払い(口座振替手数料は座間市が負担)となります。他に納付書での支払いが可能です。なお、納付書での支払いは座間市役所(本庁・出張所)と対応金融機関窓口に限ります。詳細は納付書を確認ください。なお、コンビニやネットバンクでの支払いには対応していませんのでご注意ください。

A

Q

・学校に現金を持参し、給食費を支払うことはできますか？

学校で給食費のお支払いはできません。給食費のお支払いは、口座振替及び納付書によるお支払いとなります。

A

Q

・経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？

市の既存事業ですが、就学援助制度や生活保護制度があります。どちらも支給要件がありますので、まずは就学支援課まで納付についてご相談ください。

A

Q

・給食費の引き落としができなかった場合はどうなりますか？

お支払いが確認できない場合、督促状を納付書と併せてお送りいたします。再振替は行いませんので、納付書記載の納期までに納付書を使用して速やかに納付していただくようお願いします。
なお、残高不足以外の理由で引き落としができなかった場合は口座振替を停止する場合があります。

A

Q

・督促や催告を受けても、給食費を滞納し続けた場合はどうなりますか？

督促状や催告書の送付を受けてもなお、長期間給食費を納付せず、座間市からの連絡にも応じていただけないような場合は、裁判所を通じた法的措置を含め、厳正な処置をさせていただきます。

A

Q

・給食費の領収書は発行してもらえますか？

口座振替での納付の場合、領収書の発行は行っておりません。通帳記帳をご確認をお願いします。

A

5 口座振替について

Q

・口座振替を開始するための手続きは、どうすればよいですか？

座間市口座振替依頼書(以下「口座振替依頼書」といいます)を、振替を希望する口座振替対応金融機関の窓口へ提出し手続きしてください。

口座振替依頼書の用紙は座間市役所就学支援課窓口、出張所、学校及び口座振替対応金融機関の市内支店窓口で配布しています。

また、就学支援課窓口にて一部金融機関については口座振替登録が可能です。なお、登録にはキャッシュカードと暗証番号が必要です。

A

Q

・口座振替の手続きをしましたが、いつから引き落としが開始しますか？

就学支援課にて口座振替の処理が終了次第、口座振替開始通知を作成し送付します。

通知内に口座振替開始時期が記載されていますのでそちらを確認ください。

なお、金融機関窓口にて手続き後、就学支援課に情報が届くまで1~2カ月ほどかかる場合があります。

A

Q

・口座振替ができる金融機関はどこですか？

次の金融機関が利用できます。なお、どの金融機関を指定されても、口座振替手数料は座間市が負担します(保護者負担はありません。)

銀行	横浜、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、静岡、スルガ、三菱UFJ信託、神奈川、静岡中央、きらぼし
信用金庫	横浜、平塚、城南
ゆうちょ銀行等	さがみ農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

下記金融機関については就学支援課にて口座振替登録が可能です。登録にはキャッシュカードと暗証番号が必要です。なお、キャッシュカードによっては登録できないことがありますのでご了承ください。

銀行	横浜、三井住友、りそな、きらぼし
信用金庫	平塚
ゆうちょ銀行等	さがみ農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

A

Q

・きょうだい分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？

可能です。すでに上の学年のきょうだい分で口座振替を利用中の場合、同じ口座で振替する際は、下の学年のきょうだい分の口座振替依頼書の提出は不要です。下の学年の兄弟分の承諾書を提出する際は「納付について」には「上の学年のきょうだいと～」にチェックし、上の学年のきょうだいの学年、氏名を記入してください。

なお、上の学年のきょうだいと下の学年のきょうだいが同時に通学する場合に限りです。卒業等の場合に注意してください。

A

Q ・年度の途中で座間市の学校へ転校(転入)します。口座振替依頼書を提出すれば、すぐに口座振替ができますか？

金融機関にて手続きする場合、タイミングにもよりますが、1～2カ月ほどかかる場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。口座振替の手続き完了までは、納付書でお支払いをお願いします。なお、就学支援課窓口にて口座振替登録を行う場合は即時に口座振替が開始可能です。

A

Q ・振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？

口座振替依頼書を、変更先の金融機関に再度提出してください。なお、変更はおおむね申込月(金融機関への提出月)の翌々月となります。変更が完了次第、口座振替開始通知を送付しますのでそちらで変更内容を確認ください。

A

Q ・残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？

再振替は行いません。納付書付きの督促状をご自宅にお送りしますので、市役所、出張所及び金融機関の窓口でお支払いください。

A

Q ・口座振替依頼書について、納付義務者と口座名義人は別でもよいですか？

納付義務者と口座名義人は別の方でも構いません(納付義務者は、配偶者など世帯主以外でも可能です)。また、登録する口座はお子さま名義の口座でも構いません。

A

6 納付書での支払いについて

Q ・納付書を持っていますがどこで支払い可能ですか？

下記金融機関にて支払い可能です。また、座間市役所本庁及び出張所でも支払うことができます。

銀行	横浜、静岡、スルガ、神奈川、静岡中央、きらぼし
信用金庫	横浜、平塚、城南
ゆうちょ銀行等	さがみ農業協同組合、中央労働金庫

A

Q ・納付書の納期を過ぎてしまったが支払いは可能ですか？

可能です。速やかにお支払いください。

A

Q ・納付書がバラバラになってしまったが支払いは可能ですか？

同一年度、期別及び金額で納入済通知書、原符及び納入通知書兼領収書の3枚がセットとなっていれば支払うことができます。就学支援課まで連絡いただければ再発行を行うこともできます。

A

Q ・納付書の期別を誤って納付してしまったが問題ないですか？

今回の納付が重複納付に当たるかによって対応が変わりますので就学支援課までご連絡ください。

A

Q ・納付書を紛失してしまったのですが…

再発行しますので就学支援課までご連絡ください。

A

7 書類の記載や提出等について

Q ・書類の記入を間違えてしまいました。訂正印は必要ですか？

訂正印は必要ありません。間違えた個所を二重線で消し、余白に正しい内容をご記入ください。
なお、口座振替依頼書を訂正した場合は、金融機関届出印にて訂正印が必要になります。提出する金融機関の窓口の案内どおりに修正してください。

Q ・承諾書下段の「児童手当及に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書(以下、「申出書」という)」とは何ですか？

児童手当は座間市から児童の養育者の方に支給しますが、給食費の過年度分(当該年度を経過した分)の滞納があり、児童手当の受給者から申出があった場合は、児童手当から支払う(滞納額について、児童手当を支払いに充てる)ことができます(公務員は除きます)。
申出書は、このことについて、申出内容を確認するものです。
詳細は就学支援課まで問い合わせください。
※ 令和4年度以前の給食費の滞納分は、児童手当から徴収することができません。

Q ・現在、児童手当を受給していませんが、申出書に記入する必要がありますか？

現在、児童手当を受給していない場合でも、児童手当を受給した場合における申出内容を確認するものですので、記入することができます。

Q ・世帯主が単身赴任中であり、座間市以外の自治体から児童手当を受給している場合、申出書はどのように記入すればよいですか？

座間市以外の自治体から児童手当を受給している場合は、児童手当から給食費を徴収することはできませんので、記入の必要はありません。

Q

・各書類はどこに提出すればよいですか？

各書類の提出先は、次のとおりです。

なお、各書類は座間市役所就学支援課窓口及び各学校等にあります。また、口座振替依頼書以外の書類については、座間市のホームページからもダウンロードできます。

書類	提出先
学校給食に関する承諾書	小学校
座間市口座振替依頼書	引き落としを希望する口座の金融機関窓口
学校給食辞退届	小学校
学校給食費減免申請書	(長期欠席の場合)小学校 (飲用の牛乳のみ辞退される場合)座間市教育委員会就学支援課学校教育課に郵送、または座間市役所5階就学支援課学校教育課窓口へ提出

A

Q

・座間市外の学校(座間市立以外の学校)へ転校することになりました。どのような手続きをすればよいですか？

「学校給食辞退届」を、給食が不要となる日の8日前(学校の休業日を除く)までに、学校に提出してください。書類の提出が遅れ、食材の発注が止められなかった場合は、発注を止めることができなかった分の給食費をお支払いいただくこととなりますので、お早めにお手続きをお願いします。

A

Q

・学校給食費の公会計化に伴い、教材費などの学校徴収金も座間市に支払うことになるのですか？

座間市に支払うことになるのは、給食費のみです。学校徴収金は、学校ごとに集める種類や時期、金額等が異なるため、今までどおり、学校からのお知らせに基づいて学校にお支払いください。

A